

屋久島町立神山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題への対応は学校の最重要課題であり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭・地域・関係機関が積極的に連携して解決していかなければならない。

屋久島町立神山小学校（以下「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、我々大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、ともにいじめを生まない風土を醸成していかなければならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われないようにする。
- 常に「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要課題として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題解決の克服に当たる。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因・その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

（「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号））

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の構成

いじめ防止対策委員会（生徒指導対策委員会・心の教育推進委員会）

毎月1回（主に職員会議後）、職員室
・管理職（校長・教頭）・各学級担任
・生徒指導主任・特別支援教育担当者
・養護教諭・事務職員（全職員）

（必要に応じて）
・PTA役員・民生・児童委員
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・心理や福祉の専門家
・スポーツ少年団外部指導者 等

生徒指導体制（学校いじめ防止基本方針の評価・改善）

教育相談体制（教育相談日、教育相談推進期間の充実）

校内研修体制（生徒指導校内研修の計画）

(2) 全体構想



3 いじめの未然防止について

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- イ 児童理解の時間を毎週の週案検討会の中に位置づけ、情報の共有化を図るとともに、各担任は月例の心の教育推進委員会で報告をする。
- ウ 「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 児童会活動・児童総会等でのいじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)
- イ 学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - ・ 生命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
- ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
- エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。
- オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。
- イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- ウ 一人一人のよさを生かした分かる・できる授業づくりを推進する。
- エ 人間関係を把握し、一人一人の個性が発揮できる場を設定する。
- オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
- カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(うきうきタイム、交流給食、児童集会等)
- キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。
- ク 担任が学級PTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感(セルフエスティーム)を高める活動を工夫する。
- イ 全校朝会等での表彰や学校だよりなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
- ウ 教職員は、暴言などの否定的発言をせず、プラス志向の発言に努める。

4 いじめの早期発見について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人の目につきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにする。

そのために、日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さなようにアンテナを高く保つようにする。具体的には次の6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日頃から教職員同士(職員朝会・放課後など)や保護者(学級PTA・教育相談日・放課後など)、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておく。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導主任	・本校「いじめについてのアンケート」(7, 12月, 3月) ・県「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート(7月)
○ 県教委「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任・3主任	・生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認(学期はじめ, 問題発生時)
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談日, 教育相談推進期間
○ スクールカウンセラーや児童相談所等の保護者への周知及びその活用	生徒指導主任 教育相談係	・スクールカウンセラーや児童・民生委員, 少年補導委員, 保護司との連絡・相談(適時)
○ 管理職をはじめ, 全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝・休み時間・昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学級担任	・学校だよりや週報, P T Aの会合

5 いじめへの早期対応について

いじめがあることが確認された場合, 直ちに, いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し, いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等, 組織的な対応を行う。また, 家庭や教育委員会への連絡・相談や, 事案に応じ, 関係機関との連携を図る。

(1) いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を直ちに確保してから, いじめを受けた児童の側に立ち, 絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え, 共感しつつ話をよく聴き, いじめの内容や関係児童などの事実関係を明らかにする。また, 具体的な対応策を示し, 必ず解決することを伝え, 安心感を与えるとともに, 注意深く見守り, 安心感をもたせながら支援を行う。さらに, 必要に応じて, スクールカウンセラーや児童相談員等を活用し, 児童の心のケアを図るとともに, 解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行う。

(2) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童からも十分に話を聴き, いじめの内容や関係する児童の事実関係を明らかにする。その後, いじめは人間の生き方として絶対に許されない卑怯な行為であることを理解させて, すぐにいじめをやめさせるとともに, 傷ついた相手の気持ちを理解させ, 心から謝罪できるように指導する。さらに, 「心の教育推進委員会」が中心となって組織的・継続的に見守り, 指導を徹底する。また, 児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分配慮し, 立ち直りを支援していく。そのために, 必要に応じてスクールカウンセラーや児童相談員等を活用し, 児童の心のケアを図る。

(3) いじめを通報した児童への対応

通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また, 勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分賞賛するとともに, 守り通すこともはっきり伝え, いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

(4) いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周りで一緒になって見ていることなどは, いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに, いじめられている児童の気持ちになって考えると, 何もしないでいることはいじめを行ったのと同じように思われることに気づかせる。また, いじめは他人事ではなく, 自分自身の問題として考えさせるとともに, いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(5) 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。さらに、いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。さらに、双方の保護者が学校で話し合う場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや児童相談員等を活用する。

(6) 地域や家庭への対応

学校評議員・PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼するようにする。

(7) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害児童等の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し適切な援助を求める。中でも、自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。また、児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

(8) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認しデジタルカメラ等で記録した上で、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し削除の要請をする。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

6 重大事態への対処について

児童や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大な事態に至ったという申し立てや自殺・入院といった重大事案が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

〈「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)〉

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28号第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、校長は長教育委員会を通じて、直ちに町長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、町教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ PTA、警察等との連携

○ 町教育委員会との連携

- ・ 情報確認・情報収集・情報整理したことを町教育委員会に報告
- ・ スクールカウンセラーや児童相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。